

	9/29		
			

国土建第217号
平成29年9月26日

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



建設工事標準請負契約約款の実施について

建設工事標準請負契約約款については、平成29年7月25日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より建設業者団体宛に、別添1のとおりその実施が勧告されたところです。

今般、同標準約款の改正を踏まえ、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号）等により、また請負代金内訳書については、「「請負代金内訳書の提出について」の一部改正について」（平成29年9月22日付け国地契第27号、国官技第145号、国営計第64号）により改正が行われており、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用することとしております。

また、別添2及び3のとおり、各公共発注者及び民間建築発注者団体に対し、同標準約款の実施について改めてお願いしたところです。

貴団体におかれましては、国、地方公共団体をはじめとする各公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対し周知徹底をお願いいたします。

国土交通省中建審第2号
平成29年7月25日

別記2（国土交通大臣・都道府県知事・建設業団体）宛

中央建設業審議会会長
石原邦夫

建設工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）、民間建設工事標準請負契約約款（甲）、（乙）（昭和26年2月14日中央建設業審議会決定）及び建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、建設業においては、下請企業を中心に、雇用・医療・年金保険に係る法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者の減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるなど、中長期的な扱い手の確保・育成に向けた課題が生じております。

このため、官民を挙げて社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図る観点から、このたび、各約款を別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

記

1. 各約款共通の主な改正事項

建設工事の発注者から受注者、元請負人から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者が作成し発注者

に提出する請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする規定を新設する。

2. 公共工事標準請負契約約款の主な改正事項

- (1) 公共工事からの社会保険等未加入建設業者の排除を図るため、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人又は下請契約の相手方としてはならないこととし、これに違反して施工体制の中に社会保険等未加入建設業者が含まれる場合には、一定の要件のもとに、違約罰として、発注者の指定する期間内に一定額を支払わなければならないこととする規定を新設する。(第7条の2関係)
- (2) 公共工事の契約解除に伴い、受注者において違約金支払い義務が生じる事由として、受注者が債務の履行を拒否し、又は、受注者の帰責事由により債務の履行が不能となった場合を新たに追加するとともに、受注者の破産管財人等が契約を解除した場合についても、これに該当するものとみなす旨明確化する。(第47条の2関係)

国土建第215号
平成29年9月26日

公共発注者（各省各庁公共工事発注担当部局長等）

都道府県知事

指定都市の長

公共法人等の長等）殿

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）については、平成29年7月25日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より各公共発注者宛に、別添のとおりその実施が勧告されたところです。

今般の改正は、下請企業を中心に、雇用・医療・年金保険に係る法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者の減少の一員となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるなど、中長期的な扭い手の確保・育成に向けた課題が生じていることを踏まえ、官民を挙げて社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図ることを目的として行われたものです。

貴職におかれましては、この趣旨を御理解の上、できる限り速やかに貴職発注工事に係る請負契約約款の改正を行われますよう、格段のご配慮をお願いいたします。

なお、同標準約款の改正を踏まえ、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について」（平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号）等により、また請負代金内訳書については、「「請負代金内訳書の提出について」の一部改正について」（平成29年9月22日付け国地契第27号、国官技第145号、国営計第64号）により改正が行われており、平成29年10月1日以降

に入札契約手続を開始する工事から適用することとしておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

都道府県におかれましては、貴管下の市区町村及び公共発注者（地方独立行政法人等）への周知徹底をお願いいたします。

国土建第216号
平成29年9月26日

民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

民間建設工事標準請負契約約款（甲）・（乙）の実施について

民間建設工事標準請負契約約款（甲）・（乙）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）については、平成29年7月25日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より貴団体宛に、別添のとおりその実施が勧告されたところです。

今般の改正は、下請企業を中心に、雇用・医療・年金保険に係る法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、若年入職者の減少の一員となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるなど、中長期的な扱い手の確保・育成に向けた課題が生じていることを踏まえ、官民を挙げて社会保険加入の徹底を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図ることを目的として行われたものです。

貴団体におかれましては、この趣旨を御理解の上、できる限り速やかに同約款の実施について適切に対応されますよう、会員企業に対し、改めて周知をお願いいたします。

なお、同標準約款の改正を踏まえ、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について（平成29年8月25日付け国地契第22号、国北予第8号）等により、また請負代金内訳書については、「請負代金内訳書の提出について」の一部改正について（平成29年9月22日付け国地契第27号、国官技第145号、国営計第64号）により改正が行われており、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用することとしておりますので、ご参考までにお知らせいたします。